

司 法 研 究 報 告 書

第一三輯 第四号

【復刻版】

境界確定事件に関する研究

司
法
研
修
所



様の御教示御援助を蒙つたのにかかわらず、微力・浅学非才・思索至らずして、随所に独断の過誤を犯し、過譽の恩意を裏切ることあまりにも多きを危ぶみ虞れるものである。ここに御好意と御支援に対し心から感謝し、深く御詫び申し上げ、向後さらに研鑽を重ね、幾分にもその短所を補正し、完成を後日に期し、御鴻恩の万分の一にも報いる固き決意と希望と誠意とが溢れていることを誓う。

一九六二年九月二五日

目次

緒言.....一

第一部 境界史.....七

第一章 原始的境界創設の時代.....七

一 概説.....七

二 直線.....八

三 口分田.....一〇

四 開墾.....一一

五 庄園.....一三

(一) 庄園の発生.....一三

(二) 設定手続.....一三

(三) 組織.....一四

(1) 土地.....一五

(2) 住民.....一五

(3) 庄主.....一五

(4) 庄官.....一五

(5) 庄園の分割.....一五

四 衰 滅.....一六
(1) 原 因.....一六

(2) 完全崩壊.....一六

六 境界訴訟.....一七

第二章 封建制度の時代.....一八

第一節 検 地.....一九

一 概 説.....一九

二 太閤検地.....一九

(一) 秀吉の経倫と検地.....一九

(二) 目 的.....二〇

(三) 時 期.....二〇

(四) 関白豊臣秀吉検地条令.....二〇

三 江戸幕府の検地.....二二

(一) 目 的.....二二

(二) 時 期.....二二

(三) 手 続.....二三

第二節 地租と境界.....二四

一 土地私有.....二四

二 地租の高率.....二五

三 江戸幕府の態度.....二六

四 国民の活路.....二七

(一) 百 姓.....二七

(二) 町 人.....二九

第三節 境界訴訟.....三〇

一 総 説.....三〇

(一) 裁判機関.....三〇

(二) 手続の分類.....三〇

(三) 出入筋の手続.....三〇

二 地 境 論.....三一

(一) 田 畑.....三一

(二) 山林原野.....三一

第三章 地租改正の時代

第一節 総論

第二節 地租改正の準備

第一款 改租方針の樹立

一 法令の改廢

二 担当機関

第二款 地租改正条例施行の準備

一 地所の名称

二 境界の確定

三 土地所有權の確定

(一) 一般

(二) 隠田・切添・切開の処分

(三) その他

四 社寺有地処分

(一) 上地

四四

四四

四三

四三

四一

四一

四〇

三九

三九

三八

三七

三七

三七

三五

三五

五 地価の確定

(一) 上地の処分

四三

(二) 確定基準

四二

(三) 調査方法

四二

第三節 検地

一 民主的検地制度

四九

二 丈量の基礎条件

五〇

(一) 概説

五〇

(二) 測量の方法

五一

(三) 地押丈量

五一

(1) 意義

五一

(2) 地番号

五一

(3) 飛地

五一

(4) 合筆

五一

(5) 分筆

五一

(6) 事実的合併

五一

三 丈量検査

五三

- (一) 概説..... 三
- (二) 耕地..... 三
- (三) 市街地..... 三
- 四 山林原野..... 三
 - (1) 民有林..... 三
 - (2) 国有林野..... 三
 - (イ) 研究の必要..... 三
 - (ロ) 調査..... 三
 - (ハ) 境界保存..... 三
- 五 雑地..... 三
- 四 地価の算定..... 三
 - (一) 基本的構想..... 三
 - (二) 等級..... 三
 - (1) 地価と地租負担額の調節..... 三
 - (2) 一般的標準..... 三
 - (3) 各説..... 三
 - (イ) 関東地方..... 三
 - (ロ) 市街地..... 三

- (イ) 特例..... 三
- (ロ) 地価決定の終局的手続..... 三
- 第四節 改租の成果..... 三

- 一 改租手続の完了..... 三
 - (一) 準備完了..... 三
 - (二) 手続費用..... 三
 - (三) 改租地積..... 三
 - (1) 社寺..... 三
 - (2) 農務統計..... 三
 - (3) 改租の結果..... 三
- 二 成果..... 三
 - (一) 手続と境界..... 三
 - (二) 面積と境界..... 三
 - (三) 山林原野の境界..... 三
 - 四 経済的成果..... 三
 - 五 成功の原因..... 三
- 第五節 地押調査..... 三

第一款 遠因.....七〇

一 地価据置.....七〇

二 地租条例.....七一

三 収税合帳.....七二

 (一) 名寄帳.....七二

 (二) 地券台帳.....七二

 第二款 地押調査.....七三

 一 地価の個別修正.....七三

 二 調査の精密度.....七三

 三 土地台帳.....七六

 (一) 学説の影響.....七六

 (二) 土地台帳登録事項.....七七

 (一) 概説.....七七

 (II) 登録事項.....七七

 (甲) 番号.....七七

 (1) 態様.....七七

 (2) 地番と分合筆.....七七

(1) 分筆許可制.....七七

(2) 分筆地の符合.....七六

(3) 符合の簡素化.....七六

(4) 分割手続管轄庁.....七六

(5) 検査の合理化.....七九

(6) 合理化強化.....七九

(7) 手続の慎重.....七九

(8) 土地台帳地図の整理.....七九

(9) 土地の分合と登記.....八〇

(10) 地租条例施行細則.....八〇

(11) 通知.....八〇

(12) 届出制.....八〇

(13) 公有道路.....八〇

(14) 職権分割.....八〇

(15) 番号簡易化.....八〇

(3) 分筆類似の地番.....八〇

(4) 官有地.....八〇

(5) 土地改良.....八〇

(イ) 官地払下	六三
(4) 合筆類似の地番	六三
(乙) 地目	六三
(丙) 反別	六三
(三) 附属図面	六三
(イ) 作成	六三
(II) 地図の保管	六四
(III) 地図の訂正	六五
第六節 地価修正	六六
一 地租条例の改正	六六
二 地価修正	六六
三 丈量の基礎条件	六七
四 丈量の方法	六七
五 検査	六八
六 地租の終末	六八
第四章 国土調査の時代	六九
一 部分的調査	六九

二 総合的調査	六九
三 境界の公示	七三
第一部の結び	七四
第二部 実体的境界法	七九
第一章 境界と法	七九
一 境界法の基盤	九〇
二 財産法の目的	一〇三
三 境界法とその目的	一〇四
第二章 境界と標識	一〇九
一 境界	一〇九
(一) 物の創造の基盤	一〇九
(二) 所有権と一体不可分	一一〇
(三) 人為的確定	一一〇
(四) 人の想像上の分界	一一二
(五) 事実か法律関係か	一一三

二 境界標識

一五

第三章 境界と登記

二七

一 登記制度

二七

二 登記の推定力

三〇

三 一物一権主義と境界

三三

第四章 境界確定請求権

三五

一 境界確定請求権の必要性

三五

(一) 社会的考慮

三五

(二) 法の目的考慮

三五

(三) 所有権的考慮

三六

二 境界確定請求権の根拠とその本質

三七

(一) 所有権の一権能

三七

(二) 仮の権利の占有権に劣るはずがない

三八

(三) 不明境界打解の協力義務があるか

三九

四 物権的形成権

三九

(四) 境界確定請求権の構成要件

四〇

(1) 土地所有者間に相隣関係あること

四〇

(2) 境界に争あること

四一

(3) 正当なる境界が知れざること

四一

(イ) 境界不明

四一

(ロ) 客観的不明である

四一

(ハ) 境界不明と争あることとの関係

四二

(ニ) 境界不明は争なきか証拠による

四二

(ホ) 人為的歴史的に確定した境界の証明できないこと

四三

(4) 裁判所に請求する権利である

四三

因 共有物分割請求権との比較

四〇

三 合 憲 論

四一

(一) 問 題

四一

(二) 裁判所法第三条

四二

(三) 裁判事務心得

四二

四 慣 習 法

四三

(四) 条 理

四四

因 境界確定請求権の規定を欠く理由

四九

(1) 自然法の起源

四九

- (2) 事実上の支配は原始的自然的権利……………一五〇
- (3) 権利推定……………一五〇
- (4) 登記に公信力がない……………一五〇
- (5) 裁判所事務心得……………一五〇
- (6) 民法の簡潔……………一五〇

第三部 手続的境界法……………一五一

第一章 訴訟要件……………一五一

- 一 概 念……………一五一
- 二 管 轄……………一五一
 - (一) 意 義……………一五一
 - (二) 土地管轄……………一五一
 - (三) 事物管轄……………一五一
 - (四) 指定管轄……………一五一
- 三 正当なる当事者……………一五二
 - (一) 意 義……………一五二
 - (二) 境界確定訴訟の当事者資格……………一五二

(三) 他物権者等……………一五二

(四) 同一所有者に属する隣接地土地の境界の確定……………一五二

四 権利保護の利益又は必要……………一五二

(一) 概 念……………一五二

(二) 境界確定訴訟の権利保護の利益又は必要……………一五二

(I) 訴訟解決の適格性……………一五二

(1) 現在の特定の権利関係の主張……………一五二

(2) 裁判上確定さるべき権利関係……………一五二

(3) 境界確定の訴は法上禁止されていない……………一五二

(II) 権利保護の利益又は必要……………一五二

(1) 境界確定の訴による外方法がない……………一五二

(2) 事件につき仲裁契約が存在しない……………一五二

(3) 同一請求につき勝訴判決が存在しない……………一五二

五 訴訟要件の調査……………一五二

六 調査の結果……………一五二

第二章 訴の提起……………一五二

一 動 機……………一五二

- 二 訴提起の方式 一六四
- 三 訴状の記載事項 一六五
 - ↳ 必要的記載事項 一六五
 - (1) 当事者 一六五
 - (2) 請求の趣旨 一六五
 - (3) 請求の原因 一六六
 - ↳ 任意的記載事項 一六六
- 四 訴の客観的併合 一七〇
- 五 訴の変更 一七〇
- 六 当事者参加 一七三

第三章 審理

- 一 概説 一七四
- 二 訴訟物 一七五
 - ↳ 二個以上の土地の接続 一七五
 - (1) 筆界に限らぬ 一七六
 - (2) 別個の土地の介在がなし 一七六
 - (3) 確定せらるべき土地は当事者の主張による 一七六

- (4) 土地不接続の場合 一七六
- (5) 時効 一七六
- ↳ 境界に争あること 一七六
- ↳ 正当なる境界が知れざること 一七六

三 境界確定基準

- ↳ 総説 一七九
- (1) ドイツ民法 一七九
- (2) 学説 一八〇
- (3) 裁判例及び判例 一八二
 - ↳ 当事者の主張に拘束されないとする説 一八二
 - (a) 官本判決 一八三
 - (b) 短評 一八三
 - ↳ 当事者主張の範囲内において拘束されるとの説 一八四
 - (a) 判例 一八四
 - (i) 大審院大正四年五月一五日判決 一八四
 - (ii) 大審院大正九年三月四日判決 一八四
 - (b) 短評 一八五
 - ↳ 当事者の指示しない境界線を確定しても民法第一八六条に違反しないとの説 一八五

- (a) 判例.....一八五
- (b) 短評.....一八六
- (二) 形成基準の根拠(条理).....一八七
- (a) 前田判決.....一八七
- (b) 短評.....一八八
- (4) 占有状態.....一九八
- (三) 具体的基準.....一九九
- (1) 正義(平等分配).....一九九
- (2) 確定事情又は知れたる事情.....二〇〇
- (1) 意義.....二〇一
- (四) 境界の合理的表象の例示.....二〇二

第四章 判決

- 一 概説.....二〇五
- 二 内容.....二〇六
- 三 性質.....二〇六
- (一) 確認的か形成的か.....二〇七
- (二) 補充性.....二〇八

四 効力

- (一) 当事者.....二〇九
- (二) 既判力.....二〇九
- (三) 形成力.....二一〇
- (四) 他の訴との関係.....二一〇
- (五) 第三者に対する効力.....二一〇
- (六) 控訴権の発生.....二一〇

第五章 弁論主義

一 概説

- (一) 弁論主義の基盤.....二一九
- (二) 民主主義.....二一九
- (三) 私法自治.....二二〇
- (四) 弁論主義と真実義務.....二二二

二 内容

- (一) 申立の事項.....二二五
- (二) 争なき事実.....二二七

- (三) 主張せざる事実……………二七
- (四) 唯一の証拠……………二八
- (四) 証拠契約……………二八
- (四) 請求の拋棄・認諾……………二九
- (四) 和解……………二九
- (四) 弁論主義の例外……………三〇
- 四 立証責任……………三一

第六章 証拠

- 一 概 説……………三五
- 二 証 書……………三七
- 三 検 証……………三一
- (一) 発 動……………三一
- (二) 意 義……………三一
- (三) 鑑定人の利用……………三一
- (四) 検証の強制力……………三一
- (四) 調書作成……………三一
- (四) 録音盤は文書か検証物か……………三一

- 四 鑑 定……………三三
- 五 証 人……………三四
- 六 証拠と自由心証主義……………三五
- 結 語……………三六

付 録

- 一 検見規則 (明治三年七月)……………三四
- 二 明治四年八月大蔵省達……………三四
- 三 地券発行地租収納規則 (明治五年正月)……………三四
- 四 二月一〇日東京府達……………三五
- 五 地所売買譲渡ニ付地券渡方規則 (明治五年二月二四日大蔵省達)……………三六
- 六 地所売買譲渡ニ付地券渡方規則増補 (明治五年七月二五日大蔵省達)……………三六
- 七 明治五年九月一四日大蔵省達一三二号……………三五
- 八 明治六年三月二五日太政官布告第一一四号……………三五
- 九 明治六年七月二八日大蔵省達……………三五
- 一〇 租税察改正日報 (明治六年)〔地租改正ニ付人民心得書〕……………三六
- 一一 明治七年一月七日太政官達第一四三号……………三六